国民健康保険

安心のＱ＆Ａ

にこにこ甘楽　健康課　国保係

TEL　0274-67-5172

令和６年４月

国民健康保険　安心のＱ＆Ａ　目次

国保資格・被保険者証について　Ｐ．１～Ｐ．３

１．なぜ、国保に入らなければいけないのですか？
２．会社を退職し、国保に加入するには、どうしたらよいのですか？
３．会社の保険に加入した場合は、どうしたらよいのですか？
４．国保の届出に必要なものは？
５．擬制世帯ってなんですか？
６．被保険者証を盗難、紛失してしまった場合は？
７．70 歳を迎えた場合はどうなりますか？
８．75 歳を迎えた場合はどうなりますか？
９．子どもが大学に行く場合、被保険者証はどうなりますか？
１０．外国籍の人も、国保に加入しなければいけないのですか？
１１．確定申告はお済みですか？
１２．届出が遅れてしまった場合は？

給付等について　Ｐ．４～Ｐ．５

１．病院での支払いが高額になった場合は？
２．支払う医療費が高額になる場合、窓口負担の軽減の方法は？
３．高額療養費の支給申請はいつまでにすればいいですか？
４．健康診断や検査は、保険の対象にならないの？
５．出産費用の助成はいくらですか？
６．旅行先で病院にかかってしまった場合は？
７．交通事故にあって、けがをしてしまいました。
８．国保税を滞納すると、病院にかかれないの？

診療の自己負担割合　Ｐ．６

国保制度改革について　Ｐ．６

１．なぜ今、国保制度改革が必要なのですか？
２．国保制度改革により何が変わりましたか？
３．国保制度改革により国保の手続きの方法等が変わってしまいますか？

国民健康保険税について　Ｐ．７

国保資格・被保険者証について

１．なぜ、国保に入らなければいけないのですか？

国保は、市町村に住所がある全ての人を対象に行っている保険制度ですので、住所地の国保に加入していただかなければなりません。

ただし、お勤め先の健康保険や国保組合等に加入している人、後期高齢者医療制度に加入している人は除くことになっています。

※会社員等お勤めのご家族がいる方は、所得によってはご家族の社会保険等に加入できる場合があります。ご家族の会社等にご確認いただき、社会保険等に加入できる方はそちらに加入してください。また、社会保険等にご加入後は、下記３のとおり手続きをお願いします。手続きにより国保世帯員減少または国保世帯非該当となり、納めていただく国保税が減額されます。

２．会社を退職し、国保に加入するには、どうしたらよいのですか？

会社を退職し、国保に加入する場合は、退職した会社で交付する「社会保険離脱証明書」が必要となりますので、この書類のほか、年金手帳をご持参のうえ、届出をしてください。

※退社（社保等を離脱）されてから、国保の新しい健康保険証が交付されるまでの間の診療については、社保等の保険証を使用せずに、医療保険が国保に変わった旨を病院に相談し、国保の手続きを済ませてから、後日、病院に国保の保険証を提示するか、全額自費で立て替えた後に国保（町）へ請求してください。

３．会社の保険に加入した場合は、どうしたらよいのですか？

会社に就職し、健康保険等に加入した場合は、国保から離脱することになりますので、新しい健康保険証等が交付されてから、国保被保険者証、年金手帳を持参のうえ、届出をしてください。

※入社（社保等に加入）されてから、会社の新しい健康保険証が交付されるまでの間の診療については、国保の保険証を使用せずに、医療保険が社保等に変わった旨を病院に相談し、会社の保険証が届いてから、後日、病院に社保等の保険証を提示するか、全額自費で立て替えた後に社保等へ請求してください。誤って国保の保険証を使用した場合は、自己負担以外の金額を国保（町）へ返金し、改めてご自分で社保へ請求していただきます。

４．国保の届出に必要なものは？

加入するとき	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	他の市町村から転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	社会保険離脱証明書、年金手帳
やめるとき	他の市町村へ転出したとき	国保の保険証、年金手帳
	職場の健康保険へ入ったとき	国保の保険証、職場の保険証
	死亡したとき	保険証
その他	町内で転居したとき	国保の保険証
	世帯主が変わったとき	世帯全員の国保保険証
	氏名が変わったとき	国保の保険証

５．擬制世帯ってなんですか？

国保は、住民基本台帳に基づく世帯ごとに保険税を計算し、世帯主に対して課税することになっています。

これにより、世帯主が国保に加入していない場合であっても、被保険者証の世帯主や国保税の課税対象者となります。これを擬制（みなし）世帯といいます。

６．被保険者証を盗難、紛失してしまった場合は？

盗難やどこで紛失したかわからない場合は、警察に届出をしたほうが良いでしょう。

被保険者証の再発行は、本人または同じ世帯の人が身分証明になるものを持参のうえ、窓口で申請してください。

７．70 歳を迎えた場合はどうなりますか？

国保の被保険者で、70 歳から７４歳までの方は「高齢受給者」となります（後期高齢者に該当する方は除く）。70 歳になる誕生日の翌月（誕生日が１日の方は誕生月）から医療費の自己負担が所得によって２割又は３割(現役並み所得の人)となります。

誕生月の末日までに負担割合を記載した新しい被保険者証が郵送されますので、申請等の手続は必要ありません。

８．75 歳を迎えた場合はどうなりますか？

75 歳になる方は、後期高齢者医療制度に加入することになります。新たに保険証が交付され、75 歳の誕生日から使用することができます。該当になると、誕生日の前月に保険証が郵送されますので、申請等の手続は必要ありません。

９．子どもが大学に行く場合、被保険者証はどうなりますか？

通常、国保の方が転出した場合、転出先の国保へ加入することになりますが、大学等で長期間学ぶ場合は、手続きをすることにより、今までどおり国保に加入することができます。手続きには在学証明書が必要です。また、卒業し、保険証が不用となった場合は、必ず届出（返還）をしてください。

１０．外国籍の人も、国保に加入しなければいけないのですか？

３か月を超える在留期間が決定され、甘楽町に住民登録をしている人は、国保に加入しなければなりません。ただし、在留資格が「短期滞在」、「外交」、「公用」、「特定活動のうち医療を受ける活動、及び観光・保養の活動」の方や、在留期間が３か月未満の方及び在留資格を有しない方などは該当しません。

１１．確定申告はお済みですか？

国民健康保険については、個人または世帯の所得によって金額が決定する制度が数多くあります。たとえ収入が無くとも、確定申告をしていない場合は、自己負担限度額等について不利益になる場合がありますので、申告期間中（例年２月中旬から３月中旬頃）に必ず確定申告をしてください。

１２．届出が遅れてしまった場合は？

各種届出は、変更事項が発生してから 14 日以内の届出を原則としています。ただ、期限を過ぎてしまっても届出ができますので、お早目にお願いします。

給付等について

１．病院での支払いが高額になった場合は？

自己負担額が高額になった場合、家計負担の軽減を図るため高額療養費制度があります。

この制度は、所得区分により自己負担の限度額を定め、それ以上支払った場合は、限度額を超える額が高額療養費として支給されます。通常、診療月の２ヶ月後に送付される「高額療養費支給申請のおしらせ」がお手元に届きましたら、にこにこ甘楽にて申請してください。

２．支払う医療費が高額になる場合、窓口負担の軽減の方法は？

通常は上記のとおりとなりますが、事前に申請いただくと区分により「限度額認定証」を発行します。これは同一の月、同一の医療機関での療養等にかかる窓口支払額が、１ヶ月の自己負担限度額を超える場合、医療機関の窓口において、限度額までの支払いで済むものです。現在、通院により高額な医療費がかかっている方、これから入院療養等で医療費がかかる方は、申請してください。申請に必要なものは、保険証となります。なお、国保税の滞納の無いことが交付の要件となります。

◆70 歳未満の人の１ヶ月の自己負担限度額◆			
所得区分		３回目まで	４回目以降※1
ア	基礎控除後の所得 901 万円超	252,600 円＋(総医療費－842,000 円)×1%	140,100 円
イ	基礎控除後の所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円＋(総医療費－558,000 円)×1%	93,000 円
ウ	基礎控除後の所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円＋(総医療費－267,000 円)×1%	44,400 円
エ	基礎控除後の所得 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

◇70 歳から 74 歳の人の１ヶ月の自己負担限度額◇			
所得区分		①外来(個人単位)	②外来＋入院（世帯単位）
現Ⅲ	現役並み所得者Ⅲ※２ 課税所得 690 万円以上	252,600 円＋(医療費－842,000 円)×1% （４回目以降※1 は 140,100 円）	
現Ⅱ	現役並み所得者Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	167,400 円＋(医療費－558,000 円)×1% （４回目以降※1 は 93,000 円）	
現Ⅰ	現役並み所得者Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	80,100 円＋(医療費－267,000 円)×1% （４回目以降※1 は 44,400 円）	
	一般	18,000 円 （年間限度額 144,000 円）	57,600 円 （４回目以降※1 は 44,400 円）
低Ⅱ	低所得Ⅱ※3	8,000 円	24,600 円
低Ⅰ	低所得Ⅰ※3	8,000 円	15,000 円

※1　４回目以降とは、１年（12 ヶ月）の間に自己負担額が限度額を超えた回数です。

※2　現役並み所得者とは、70 歳以上の国保加入者で、町民税課税所得が 145 万円以上の方が 1 人でもいる世帯。
※3　低所得とは国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯で、そのうちⅠは所得が無い世帯、Ⅱはそれ以外の世帯。

３．高額療養費の支給申請はいつまでにすればいいですか？

高額療養費の現金給付の時効は、診療月の翌月１日（ただし、一部負担金を診療月の翌月以降に医療機関等へ支払った場合は支払った日の翌日）から数えて 2 年間となっています。なるべく早めに申請してください。

４．健康診断や検査は、保険の対象にならないの？

健康診断や予防注射、美容整形、正常分娩、仕事中のけが（労災保険）や入院時の差額ベッド代などは保険給付の対象にはなりません。

５．出産費用の助成（出産産育児一時金）はいくらですか？

1 児ごとに５０万円が支給されます。一時金は国保から医療機関等に直接支払いますので、手続きは医療機関で行ってください。その後、国保係にて手続してください。

なお、社保等職場の健康保険（被扶養者の場合を除く）の加入期間が通算して 1 年以上あり、かつ退職して概ね６ケ月以内の出産の場合には、以前の健康保険（社保等）から給付が受けられます。その場合は、国保からは支給されません。

６．旅行先で病院にかかってしまった場合は？

旅行先などで、被保険者証を持たずに病院にかかった場合は、一旦、医療費全額を立て替えていただき、後日、領収書等を添えて申請してください。審査後、保険給付相当分を払い戻しいたします。

７．交通事故にあって、けがをしてしまいました

交通事故によるけがや入院は、第三者が原因により引き起こされたものとして、基本的に国保を使うことはできません。しかし、治療費の抑制や被保険者保護の立場から国保が医療費を一時的に立て替え、後で加害者に請求することも可能です。もし、交通事故にあい治療を受けたときは、必ず届け出て、必要な手続きをしてください。

８．国保税を滞納すると、病院にかかれないの？

病院にかかれないということはありません。

ただ、災害などの特別な事情がないのに納税されない場合は、被保険者証を返還していただき、代わりに被保険者資格証明書を交付することになります。この場合、診療の際は全額自費で支払うことになりますが、申請をすれば、自己負担額を除いた保険給付を受けることができます。

診療の自己負担割合

年齢区分	負担割合
70 歳～74 歳（高齢受給者）	２割又は ３割（現役並み所得者）
小学生～70 歳未満（退職国保を含む）	３割
未就学児	２割

国保制度改革について

平成 30 年４月から国保制度改革により国民健康保険制度が変わりました。

１．なぜ今、国保制度改革が必要なのですか？

高齢化社会を迎え、高齢被保険者の増加により医療費総額の増加が見込まれています。このような状況に対応し、将来にわたり国民健康保険制度を持続させていくためには、国保財政の安定した運営が必要になります。国保制度改革では、安定した国民皆保険を実施するため、新しい財政運営の仕組みが作られました。

２．国保制度改革により何が変わりましたか？

これまでは町が国保保険者でしたが、国保制度改革により群馬県と町が共同で国保保険者となりました。このため、群馬県内市町村で公平に支えあう仕組みができ、国保財政は大きく安定しました。また、平成 30 年 10 月の国保保険証更新から、保険者欄に「群馬県」の名称が加わりました。

さらに、高額医療費の該当回数のカウントが、県内での転居の場合は転居前と通算されるようになり、経済的な負担が軽減されるようになりました。

３．国保制度改革により国保の手続きの方法等が変わってしまいますか？

国保制度改革後も、町はこれまでと同様に国保の事務を行います。国保資格の届出や被保険者証等の交付は役場窓口で、給付に関する各種申請はにこにこ甘楽で受付ます。国保税の納税も町に納めていただきます。

また、みなさんの医療の受け方もこれまでと同様です。

国民健康保険税について　　【住民課 住民税係】

１．国保税が課税されるのはいつから？

国保の加入者（被保険者）として資格を取得した時からです。届出をした時からではありませんので、ご注意ください。

２．国保税の納税義務者は？

国保では、１人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとになります。
世帯主が勤務先の健康保険に加入している場合でも、世帯のだれかが国保に加入していれば、世帯主が納税義務者となります。

３．国保税の計算方法は？

国保税 ＝ 医療分 ＋ 後期高齢者支援金分 ＋ 介護分※1

①所得割額…世帯の所得に応じて計算。『(総所得金額－基礎控除 43 万円)×税率』
②均等割額…世帯の加入者数に応じて計算。『1 人あたりの金額』
③平等割額…世帯に対し一律に計算。『1 世帯あたりの金額』

令和５年度	医療分 (課税限度額６５万円)	後期高齢者支援金分 （課税限度額２４万円）	介護分※1 （課税限度額 １７万円）
①所得割	7.00%	2.40%	1.80%
②均等割※２	25,200 円/人	8,000 円/人	8,400 円/人
③平等割	20,000 円/世帯	7,400 円/世帯	5,200 円/世帯

※1　介護分は、40 歳～64 歳までの被保険者が該当です。
※２ 未就学児に係る均等割は５割軽減されます(令和４年度から)。

４．年度の途中で、加入・脱退したときの国保税は？

途中で加入した時	年間国保税×（加入した月から年度末までの月数÷12 ヶ月）
途中で脱退した時	年間国保税×(４月から脱退した月の前月までの月数÷12 ヶ月)

５．簡単、便利な口座振替をお勧めします

口座振替による納税は、納め忘れの心配がなく、一度手続きをすれば翌年度からも自動的に継続しますので、簡単・便利です。
預金通帳、通帳届出印を持参のうえ、金融機関で手続きをしてください。